



社会福祉法人 よこた福祉会

デイサービスセンター にこにこ

指定介護予防・日常生活支援総合事業
指定地域密着型通所介護
重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。サービスの利用対象者は原則として要介護認定の結果「事業対象者」・「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1, 事業者経営法人	2
2, 利用事業所	2
3, 事業の目的・運営方針	2
4, 事業所の概要	3
5, 事業実施地域及び営業時間	3
6, 職員の配置状況	3
7, サービス提供内容	5
8, サービス利用にあたっての留意事項	6
9, 利用料金	7
10, 利用者の記録や情報の管理、開示について	7
11, 苦情の受付について	8
12, 緊急時の対応について	9
13, 非常災害対策について	9
14, 事故発生時の対応について	10
15, 身体拘束及び虐待防止について	10
16, 職員研修について	10
17, 秘密の保持について	11
18, 事業者がおこなっている他の事業について	11

1, 事業者経営法人

名 称	社会福祉法人よこた福祉会
所在地	島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地1
電話番号 (FAX)	0854-52-2567 (52-2568)
代表者氏名	理事長 北村千寿
設立年月日	昭和61年7月18日

2, 利用事業所

事業所の種類	指定介護予防・日常生活支援総合事業 地域密着型通所介護事業所
事業所の名称	デイサービスセンター にここ
事業所番号	指定第3271300091号
指 定 日	平成12年4月1日指定
事業所の所在地	島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地1
電話番号	0854-52-2566
ホームページ	http://www.yokota.or.jp
管理者	高橋寛光
主たる対象者	事業対象者・要支援・要介護認定者
定員数	18名
開設年月日	平成12年4月1日

※ 当事業所は、特別養護老人ホームむらくも苑に併設されています。

3, 事業の目的・事業所の運営方針

(1) 目 的

介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に介護予防・日常生活支援総合事業または地域密着型通所介護サービスを提供します。

(2) 運営方針

事業所は、利用者の心身の状況を踏まえて、より自宅に近い環境を作り、希望に沿った軽作業や機能訓練等のサービスを提供し、心身機能の維持、向上を図り地域や自宅での充実した生活が送れるように努めます。

4, 事業所の概要

事業所設備の種類	備 考
ホ ー ル	食堂、機能訓練室、レクリエーション室
ト イ レ	男性用2台、洋式トイレ3台設置
一般浴室、特別浴槽完備	体調、希望に応じてシャワー浴、清拭、足浴可能
静養スペース	ベッド11台、畳の間（8畳・2間）
相 談 室	1室
訓練器具	セラバンド、平行棒、バランスボール、グリップ器具等

5, 事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	・ 仁多郡奥出雲町内でのサービス実施
営 業 日	・ 月曜日～金曜日 ・ 年末年始（12月30日～1月3日）は定休日
サービス提供時間	・ 9時20分～16時30分 （但し、気象状況によってはサービス提供時間を短縮する場合があります）
電話受付時間	・ 8時30分～17時30分（上記の時間以外の場合は留守番電話につながります）

6, 職員の配置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、下記の職員を配置しています。

(1) 職員体制

職 種	職員数	備 考
管 理 者	1名	
生活相談員	1名以上	社会福祉主事1名
看護職員	2名以上	
介護職員	4名以上	介護福祉士3
機能訓練指導員	2名以上	理学療法士1名
運 転 手	5名以上	
事 務 員	1名以上	

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者 生活相談員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介 護 職 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0 8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0
看 護 職 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
機 能 訓 練 指 導 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
運 転 手	8 : 3 0 ~ 9 : 3 0 1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
事 務 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(3) 職務内容

職 種	主 な 職 務 内 容
管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営に関すること ・ 苦情処理に関すること ・ 身体拘束及び虐待防止に関すること
生 活 相 談 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護計画の立案、実施、評価に関すること ・ 居宅介護支援事業所、他のサービス事業所との連絡調整に関すること ・ 利用者やご家族の相談に関すること ・ 利用者の個人情報管理に関すること
看 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の健康管理に関すること ・ 感染予防に関すること ・ 医療処置、医療機関との連携に関すること
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の介護に関すること
訓 練 指 導 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の日常生活訓練に関すること ・ 個別機能訓練計画書の立案、実施、評価に関すること
運 転 手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎車両の運転に関すること ・ 送迎車両の点検、整備に関すること
事 務 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金請求事務に関すること ・ 経理事務に関すること

7, サービス提供内容（契約書第3条）

*すべてのサービスは「介護予防通所介護計画書」または「地域密着型通所介護計画書」に基づいておこなわれます。その都度介護内容等を説明し同意を得ます。

（1）介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条）

<サービスの概要>

- ① 生活相談・・・介護、健康、食事、リハビリ等に関する様々な相談に応じ助言や指導を行います。
- ② 健康管理・・・血圧、体温、体重等の観察を行い健康に留意します。合わせて服薬の確認を行います。傷、湿疹等に必要な処置道具は準備をお願いします。
- ③ 衛生管理・・・感染症に対しマニュアルに沿った対応を行い感染予防・啓発活動をおこないます。
- ④ 食 事・・・栄養士の立てる献立により、身体の状態や嗜好を考慮した食事を提供します。
- ⑤ 入 浴・・・身体状況や希望に応じた入浴方法（一般浴、特殊浴、手浴足浴、シャワー浴、清拭等）を検討し行います。
- ⑥ 排 泄・・・状況に応じたトイレ誘導、おしめ交換などの介助を行います。
- ⑦ 機能訓練・・・利用者や家族の希望、主治医の指示に従い、心身の状態に応じた運動器機能向上計画書、または個別機能訓練計画書を作成し、これに基づいて訓練指導員がリハビリを実施します。

*運動器機能向上計画書及び個別機能訓練計画書は3ヶ月ごとに作成、実施、評価を行います。その都度、訓練内容などを説明し同意を得ます。

- ⑧ 軽作業、レクリエーション、行事
・・・利用者の希望に応じた軽作業、レクリエーション、行事を行い楽しみや季節感を 感じていただきます。
- ⑨ 送 迎・・・送迎カードに時間を記載し自宅から事業所間の送迎を行います。送迎車の定員、道路事情、天候等により希望される時間に添えない場合があります。

*提供したサービス内容は、その質の評価と改善を図り公表するため、概ね6ヶ月に1回の運営推進会議をおこない、常に地域との密接な関係を保ちます。

会議の内容は、ホールにその記録を置いておりいつでも閲覧できます。

<日課表>

時 間	内 容
9:20~9:40	健康チェック、お茶、会話等
9:40~11:45	入浴、整容、軽作業等
11:45~12:30	口腔体操、食事、食後の口腔ケア
12:30~14:00	静養（ベッドと畳部屋あり）
14:00~15:00	作業、趣味活動（手作業、カラオケ）等
15:00~15:30	お茶、会話等、
15:30~16:30	体操、レクリエーション、カラオケ、帰宅準備

*なお、運動器機能向上訓練・個別機能訓練は提供時間内に調整をしながら行います。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第6条）

介護保険給付の対象外のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事提供

食事の材料費、調理にかかる費用（光熱水費・人件費）です。

料金：1食あたり710円（昼食代660円・茶菓子代50円）

② 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス（1回あたり）

支給限度額を超えるサービスについては、利用料金表の金額（10割負担）が利用料金となります。

③ 個人作品や特別行事の際の飲食料（夏祭り、忘年会等）

必要な場合はあらかじめ文書にてご案内、ご説明の上でご希望の確認を致します。

8、 サービス利用にあたっての留意事項（契約書第11条）

- ① 利用当日に利用者の心身の状態が普段と異なる場合には事業所の職員にご相談下さい。
- ② 機能訓練室における機能訓練設備を利用する際は、必ず機能訓練指導員の指導の確認の上でおこなってください。
- ③ 喫煙者は必ず職員に申し出てください。また、喫煙は事業所内で定められた場所でおこなってください。
- ④ 事業所内への金品の持ち込みはできません。また、利用者間での金品、食品等の受け渡しはできません。
- ⑤ 送迎途中で通院や買い物等の便宜を図ることはできません。

9、 利用料金

(1) 利用料金表・・・別紙にて記載しております。

- ・ 介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合となります。

(2) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条）

- ・ 利用中止または変更、もしくは追加される場合には利用日の前日までにご連絡をお願いします。

- ・ 利用予定日の前日までに連絡がなかった場合には取り消し料金が発生します。

*当日のキャンセル料（食事の原材料費として）330円頂戴いたします。

- ・ 利用当日、ご自宅にうかがった時点で、心身の状態が普段と明らかに異なる場合、ご利用を見合わせていただくことがあります。この場合には取り消し料金は頂きません。

- ・ サービス提供中に急な気象状況（降雪、大雨、雷、竜巻等）の悪化があった場合は利用者の安全を考慮し時間を短縮する場合があります。

*気象状況の悪化や体調不良等の理由でサービスを短縮した場合でも通常の利用料金となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条）

- ・ 支払い方法は、一ヶ月分を一括して（月末締め）、翌月16日に指定の口座から引き落としとなります。

金融機関名	手数料
山陰合同銀行	1件につき55円
島根県農業協同組合	1件につき55円
ゆうちょ銀行	手数料なし（但し、通帳から手数料10円が別途ゆうちょ銀行より引き落としされます）
しまね信用金庫	1件につき5円

*なお、手数料はご契約者の負担となります。

10、 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条）

利用者の記録や情報などの個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じ個人情報開示依頼書を以ってその内容を開示します。

- 当事業所における記録の項目は、次の通りです。

- ① 介護予防通所介護計画書・地域密着型通所介護計画書
- ② 運動器機能向上計画書・個別機能訓練計画書
- ③ サービス提供の内容を記載した個人記録
- ④ 事故の状況及び事故に際しての対応記録

- 受付窓口（担当者）
氏名 高橋寛光 [職名] 管理者
氏名 大塚明子 [職名] 生活相談員

- 開示責任者
氏名 梅木浩美 [職名] 施設長

- 開示できる窓口・・・事業所内
時間・・・月曜日～金曜日の8：30～17：30

*なお、保存期間はサービス提供完了日から5年間となります。

1 1、 苦情の受付について（契約書第21条）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）
氏名 高橋寛光 [職名] 管理者
- 苦情解決責任者
氏名 山脇邦子 [職名] 在宅サービス課長
- 総括苦情解決責任者
氏名 梅木浩美 [職名] 施設長
- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30
電話 0854-52-2566

（2）第三者委員（介護サービスオンブズマン）

よこた福祉会では、より満足していただけるサービスを提供するため法人独自の第三者委員を設けております。お聞かせいただいた介護サービスに対する不満、不安、要望をもとに、サービスの改善に努めますので、ご遠慮なくご意見をお聞かせ下さい。

氏名	地区名	電話番号
浅山 正美	奥出雲町横田	52-1288
松崎 安次	奥出雲町横田	52-2013
吉田 みさ子	奥出雲町大馬木	53-0302

(3) 苦情受付ボックス

事業所には利用者が直接申し出ることができるように、正面入り口に「苦情受付ボックス」を設置しています。苦情だけでなく、ご意見やご要望をお寄せください。

(4) 行政機関苦情受付

奥出雲町役場健康福祉課	所在地：仁多郡奥出雲町三成358番地1 電話：54-2781
島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：松江市学園一丁目7番14号 電話：0852-21-2811
雲南広域連合	所在地：雲南市木次町里方1100-6 電話：0854-47-7342
島根県運営適正化委員会	所在地：松江市東津田町1741-3 電話：0852-32-5913

12, 緊急時の対応について (契約書第9条)

- (1) 身体状況急変時～事業所はサービスを提供するにあたり、予め利用者の心身の状態を把握し、緊急連絡網を整備しできるだけ迅速な対応ができるよう努めます。サービスの提供中にサービスに起因する事故、利用者の病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、緊急時対応マニュアルに従い速やかに主治医、当該利用者の家族への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告します。管理者は必要があれば町（保険者）、当該利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡、報告します。
- (2) 感染症発症時～「感染症予防対策委員会」を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生に備えます。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大防止対策を講じ、蔓延防止に努めます。また管理者は状況を確認し、必要時には県及び市町村、保健所、医療機関への報告を行います。

13, 非常災害対策について

- (1) 事業所は、非常災害時（風水害、地震等を含む）の関連機関への通報及び連携を取りマニュアルに沿って利用者の安全を第一に必要な対応をおこないます。
- (2) 火災予防訓練は、消防計画に基づいて定期的に避難訓練（年2回以上）消火訓練（1回以上）、自然災害総合訓練（年1回以上）その他必要な訓練や研修を実施します。

1 4, 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やそのご家族及び町（保険者）等関係機関に連絡、報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど、必要な措置を講じます。また重大な事故が発生した場合には、県にも報告します。月一回開催する「事故防止委員会」において、速やかな対応が行えるよう必要な体制を整備し、再発防止、被害の拡大防止に努めます。

1 5, 身体拘束及び虐待防止について

(1) 身体拘束について

事業所は、身体拘束その他行動を制限する行為をおこないません。利用者の生命または身体を保護するためなど、緊急やむを得ずおこなう場合は、「身体拘束廃止委員会」により評価、検討し、事前に必ず、利用者、ご家族への説明をおこない同意を得た上で、要綱に沿って行うものとします。

(2) 虐待防止について

事業所では「虐待防止委員会」により規程を定め虐待の発生又はその再発を防止する為、委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、職員研修の実施、担当者の設置や啓発のために標語の作成や掲示等をおこなっています。

虐待に関する相談窓口は以下の通りです。

● 虐待受付窓口（担当者）

氏 名 高 橋 寛 光 [職 名] 管理者

● 虐待防止責任者

氏 名 山 脇 邦 子 [職 名] 在宅サービス課長

● 総括虐待解決責任者

氏 名 梅 木 浩 美 [職 名] 施設長

● 受付時間

月曜日～金曜日 8：30～17：30

電 話 0854-52-2566

1 6, 職員研修

事業所は、利用者に対し適切なサービス提供ができるよう、従業者の資質向上を図るための研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容も含む）の機会を、次の通り設けます。

(1) 採用時研修 (採用したものを対象とする) 年1回以上

(2) 定期研修 (職員研修計画に基づき実施する) 年3回以上

17, 秘密の保持について（契約書第10条）

事業所は、介護サービスを提供する上で知り得た事項は、正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らしません。正当な理由とは、医療上緊急を要する場合や他のサービスを利用する場合等に、利用者にとって必要と考えられることであり、利用者や家族への同意を得ておこないます。『個人情報の使用に係る同意書』により、ご説明の上、同意をいただきます。

*なお、個人情報に係る同意書は別紙にて記載しております。

18, 第三者評価の実施について

令和5年度の評価機関での第三者評価の実施はありません。法人及び雲南地域通所介護事業者協議会独自の評価を実施しました。

19, 事業者がおこなっている他の事業について

当事業所は、次の事業も併せて実施しています。

介護老人福祉施設	（特別養護老人ホームむらくも苑）
短期入所生活介護	（特別養護老人ホームむらくも苑）
通所介護事業	（デイサービスセンターほのぼの）
訪問介護事業	（ヘルパーステーションたんぼぼ）
居宅介護支援事業	（よこた福祉会居宅介護支援事業所）
緩和型通所サービス事業	（緩和型通所サービスねむの会）
一般介護予防事業	（短期集中型リハビリ）

令和 年 月 日

指定介護予防・日常生活支援総合事業または指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所住所 島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地1

事業所名 デイサービスセンター にここに

印

説明者 管理者・生活相談員

印

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所 島根県仁多郡奥出雲町

番地

利用者氏名

印

身元引受人住所 島根県仁多郡奥出雲町

番地

身元引受人氏名

印